

# 岩教組勤務実態調査(5・6月) 分析と考察

岩手県教職員組合

## I 岩教組勤務実態調査のねらいと調査方法について

### (1) ねらい

- ① 現場の勤務実態を正確に把握し、文科省による勤務実態調査とのズレがあれば明らかにする。
- ② 教職員のいのちと健康をまもるため、現場の声をもとに教委との確認・是正を行い、制度改善につなげさせる。

### (2) 調査方法について

- ① 記録期間 2022年5月1日～6月30日の任意の7日間

※文科省による勤務実態調査(H28)において、「これまでの研究の蓄積により、7日間でもほぼ変わらないデータがとれることが判明していることから、回答者の負担を考慮し、7日間と設定した」(文科省委託研究「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」、H30)とあることから、同様の方法を採用した。

- ② 対象 岩手県内の全教職員(内、回答824)

- ③ 調査内容と記録方法

#### ア 調査内容

- ・「超勤時間」・・・割り振られた所定の勤務時間を超えて勤務した時間
  - ・「休憩時間の業務」・・・休憩時間内に業務を行った時間
  - ・「週休日・休日・持ち帰り業務時間」・・・土日に学校内外で行った業務や平日に持ち帰って業務を行った時間
  - ・「勤務記録」・・・勤務記録をどのような方法でつけているか。また、正確につけているかとその理由。
- ※法令で「超勤時間」+「休憩時間の業務」が「時間外在校等時間」と定義され、「月45時間・年360時間」が上限と定められている。

#### イ 記録・集約方法

- ・個人ごとにアの内容を把握し、Gフォームに入力もしくは「記録用紙」に記入する。
- ・「記録用紙」は支部で集約したものを本部に報告。Gフォームは本部で集約し、支部からの報告と合わせて集計。

## II 集計結果について

### I. 時間外在校等時間について

#### (1) 法令違反の常態化

- ・時間外在校等時間の状況は、岩教組が2014年に実施した勤務実態調査と比較しても増加している(小学校50時間40分・中学校71時間20分:回答数428)。特に小学校は約26時間の増加である。新型コロナウイルス感染拡大を通して行事の精選や部活動の制限等があったにもかかわらず、時間外在校等時間が増加している。
- ・2020年4月から改正「給特法・条例」施行により、教職員の時間外在校等時間の上限が「月45時間・年360時間」に定められた。(図参照)

## 【公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法】（給特法）1971年成立

- ・原則時間外勤務を命じない。命ずる場合は、超勤4項目（生徒の実習・学校行事・職員会議・非常災害）に従事する場合でかつ臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限られる。
- ・時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。
- ・教職調整額4%を支給する。※当時の調査結果の月7～8時間の時間外勤務から算出



### 2019年一部「改正」

- ・労基法上の「労働時間」、勤務時間条例上の「勤務時間」とは異なる時間外割高等時間（新たな概念）を提起。その上限を「月45時間・年360時間」と定める。

しかし、法令改正後2年が経過した今もなお、**90.4%**（持ち帰り・土日業務を含めると**92.6%**）の教職員が定められた上限を超える違法な勤務環境に置かれている。また、**46.3%**が「過労死ライン」（持ち帰り・土日を含めると**68.4%**）を超えている状況である。

## 【分析と考察】

### ① 一人あたりの持ち時間数の増加

・指導要領改訂による標準時数の増加要因が考えられる。学校における「ゆとり」がめざされ、学校週5日制による改訂「学習指導要領」（1998年）と比べ、現行「学習指導要領」（2017）における「標準授業時数」は大幅に増加している。（以下の表参照）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
1998年	782	840	910	945	945	945	980	980	980
現行	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015

また、「小学校、中学校、高等学校等の学習指導要領の一部改正等について（通知）」（2003年）により、「年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保」としたことから、過剰な余剰時数の確保が常態化し、教育課程の過密化がさらに進んだ（直近では、コロナ禍により余剰時数を確保しようとする意識がより働きやすい点も重要である）。

### ② 個別の支援を必要とする子どもの増加

・児童生徒個々に合った支援やかかわりを行っていくことは非常に重要なことである。しかし、教職員の数が増えなければ、一人の教職員での対応には限界がある。また、少人数学習やT・T（チームティーチング）により、一つの授業を複数の教職員が受け持つこととなり、一人の負担が増えている。

### ③ 「説明責任」を果たすための調査・報告等の事務仕事や保護者への対応

- ・「説明責任」の名のもとに様々な調査や報告を求められ、教職員の負担となっている。不登校児童生徒、生徒指導事案等があればその都度、記録を残し、教育委員会への報告を求められる。毎日家庭訪問をし、毎月報告文書を書くというような例もある。
- ・子ども同士の少しのトラブル等があれば、どんな些細なことでも保護者への連絡が求められ、もちろん保護者が帰宅した時間外に行っている。また、「連絡網」などで担任の電話番号を公開している学校も未だ多く、夜遅い時間や休日でもかかってくる保護者からの電話には、対応せざるを得ない。

④ 過密化する教育課程と教職員の勤務の特異性

・①、②の結果、教育課程が過密化している。さらに、近年では外国語教育の導入や、時代の変化に対応するためという理由でプログラミング教育や情報モラル教育の充実も求められている。「増やすが、減らさない」ため、すでに隙間のなかった教育課程はさらに過密化していく。「朝学習」や「業間学習」(〇〇タイム等)「放課後学習」などの形で、隙間が埋められていく。また、そうした活動をすべて教職員が業務として行っているのである。結果的に以下の資料(北教組 HP より)にあるように、児童・生徒の活動時間(日課)と教職員の所定の勤務時間(7時間45分)がほぼ一致している実態がある。

〈別記〉「日課」と「所定の勤務時間」の関係

小学校の例

時刻	日課(児童の活動)	教員の動き	勤務時間の割振り	「給特法」上の解釈
7:40		出勤		在校等時間 時間外在校等時間
7:40~8:00		教室点検・授業準備		↓(7:40~8:00)
8:00~8:10	登校	職員朝会	<b>所定の勤務時間</b> (8:00~15:30)	
8:10~8:20	朝学習	朝学習		
8:20~8:30	朝の会	回収物・健康調査等		
8:30~9:15	1校時	授業		
9:15~9:25	休み時間	授業準備等		
9:25~10:10	2校時	授業		
10:10~10:30	中休み	見回り・授業準備等		
10:30~11:15	3校時	授業		
11:15~11:25	休み時間	授業準備等		
11:25~12:10	4校時	授業		
12:10~12:50	給食	給食準備・給食		
12:50~13:10	清掃	清掃活動		
13:10~13:30	昼休み	見回り・授業準備等		
13:30~14:15	5校時	授業		
14:15~14:25	休み時間	授業準備等		
14:25~15:10	6校時 または 委員会・クラブ活動	授業 または 所属委員会・クラブの活動		
15:10~15:20	帰りの会	課題配布等		
15:20~15:30	下校	教室点検		
15:30~		子どもの情報交換 学年打合せ 採点業務 家庭学習・課題の添削 保護者への連絡 欠席者への対応 明日の授業準備 今後の教材研究 学年・学級通信作成 分掌業務 など	休憩時間 ↓ (15:30~16:15) ↓ <b>所定の勤務時間</b> ↓ (16:15~16:30)	時間外在校等時間 ↓ 休憩時間に業務を行った場合
18:00		退勤		時間外在校等時間 ↓ (16:30~18:00)
日課 (7時間10分) 所定の勤務時間 (7時間45分)			合計 2時間35分	

児童・生徒の下校後に残された所定の時間は15~30分程度であり、そのわずかな時間に、授業準備、課題点検・採点業務・打合せ・欠席者への対応・保護者への連絡・教室環境整備などの必要不可欠な業務を終えることはほぼ不可能である。したがって、時間外在校等時間が増えるとともに、家庭の事情等により、業務を自宅に持ち帰らざる

るを得ない状況になっている。

#### ⑤ 感染症の影響

・コロナウイルス感染拡大に伴う行事の精選・縮小や部活動時間の制限等があったはずだが、なぜ時間が増えて  
いるのか。まず、感染症拡大に伴う業務の増加が考えられる。検温、手指消毒の作業。感染急拡大の地域では、保  
健所の対応が追い付かず、「濃厚接触者」の判定を学校で行う場合もあるようだ。また、今年度は各種行事もコロ  
ナ前と同様に戻っている学校が多い。しかし、3年ぶりの開催となる行事等も多く、「知っている教職員がいないた  
め、すべて一からのスタート」「データも残っていない」という状況で余計に時間がかかってしまうという実態もある。  
感染症対策の作業のためのスクールサポートスタッフが導入されたにもかかわらず、すべての学校に配置されてい  
ないため、やはり教職員の業務となってしまう。

#### ⑥ 人員不足

・県教委によると、始業式時点での教員不足について、小学校では31人、中学校で20人が未配置（定数に対し  
て人員が不足している）であった。始業式時点で学級担任が不在という状況は生じていないが、ある臨時教職員  
からは、「始業式の2日前に電話がきて担任をするように言われた」という実態も聞かれている。未配置の学校につ  
いては、欠員分の教職委の業務をほかの教職員で分担しながら補充して対応したとのこと。すなわち、人員不足に  
より、一人当たりの業務量は膨大なものとなっている。

### (2) 持ち帰り・土日業務の常態化

・表にあるように、どの年代においても持ち帰り・土日の業務が多いことがわかる。その中で20～30代の若い教職員  
は特に、持ち帰り業務や土日の業務時間が長い上に、時間外在校等時間が長い傾向がある。

年齢	休憩時間の業務	時間外在校等時間	平日持ち帰り	土日合計	土日含む時間外在校等時間+ 持ち帰り
10代	6:40	47:40	0:00	0:00	47:40
20代	10:54	82:55	8:36	17:17	108:50
30代	12:01	86:13	9:06	21:54	117:14
40代	10:35	74:55	7:47	17:02	99:44
50代	10:58	78:13	8:34	15:45	102:33
60代	11:05	62:08	3:01	15:22	80:33
不明※	9:39	71:39	6:02	12:08	89:49
総計	10:45	77:17	7:44	16:08	101:10

※数値はすべて月換算したもの

※「不明」は、年齢の記入がなかったもの

#### 【分析と考察】

- ・子育てや介護など、在校できる時間に限りのある教職員ほど持ち帰りが増えると考えられる。
- ・「働き方改革」のため「定時退勤日」が設けられたり、管理職から早く帰ることを求められたりする中で、全体の業務は増えているために持ち帰りの業務が増えてしまう。
- ・若手の教職員は授業づくり・学級づくり・校務分掌の進め方などすべてにおいて経験の浅さをカバーするために多くの時間をかけて業務を行っている。しかし、それでも終わらずに持ち帰って（土日も含め）仕事を行っているのではない。「土日に休むことが怖い」「土日に仕事をして何とか平日回している」という声も聞かれている。また、わすれてはいけないのがこの年代は一般的に育児にかけける時間も多はずである。子どもの迎えに行くために定時に帰り、その後持ち帰りの仕事を行っている例も多いだろう。逆に、早朝にも行われている実態がある。
- ・文科省は、「業務の持ち帰りは行わないことが原則」としているものの、現実として所定の勤務時間内で終わられ

ない業務量がある。

### (3)「休憩時間」確保の難しさと形骸化

・休憩時間の業務時間は、校種による違いはほぼ無く、どちらも月10時間を超えている。1週間で休憩を取れていない割合も76%に上る。課業日が20日間と考えると、一人当たり平均で12分45秒しか実際に休憩時間が確保できていないことになる。

#### 【分析と考察】

・上述の通り、児童・生徒が在籍している時間は勤務時間とせざるを得ないため、昼間に休憩時間が設定されていても実際には取ることが難しい。また、放課後に設定されている場合でも、実際には部活動や生徒対応、事務処理などでほとんど取ることができない実態がある。隙間時間を課題のチェックや生徒対応に充てるなど、休憩するくらいなら他の業務をやり、少しでも早く帰ろうとするはずである。少し休憩がとれた場合も、業務から全く離れて、心身を休める時間という意味での休憩にはなっていない。さらに、中学校の場合は、休憩時間内から部活動が行われている。子どもが学校にいる以上、子どもを待たせられないという使命感からである。

## 2. 正確な勤務記録の把握について

【実態1】回答数は616件

### ①正確な勤務記録把握についての課題

- ・「あまり正確に報告していない」「正確に報告していない」が9.1%となっている。理由として、以下の表にあるように、「忘れてしまう」というのが最も多い。
- ・「自分の仕事が遅いために超過勤務になっている」とする人が68人(23.1%)いる。

正確に記録していない理由	人数(割合)
※「正確に報告している」以外回答をした294件の回答。複数回答可のため、合計で294よりも多い数になっている。	
タイムカード等を記録するのを忘れてしまうから	122(41.5%)
超過勤務が多くなると管理職との面談があり、面倒だから	73(24.8%)
自分の仕事が遅いために超過勤務になっているから	68(23.1%)
管理職が一括で管理しているから	20(6.8%)
少なく報告するものだと思っていた	12(4.1%)
家庭に持ち帰った分を報告する方法がない	6
コロナ対応で自主出勤	1
校外で部活動があるときの報告が難しいため	1
超過勤務手当を月10時間以上取ると説明を後で教育事務所に報告。教育事務所のもっている超過勤務手当の予算は、限りがある。	1
月80時間を超えると、修正される(本人同意)	1

長い超勤になりそうなとき、同僚がタイムカードを切ってしまうから	1
---------------------------------	---

## ②持ち帰り・土日業務時間の記録についての課題

- ・217人(34.2%)が勤務(休日出勤)、137人(21.6%)が持ち帰り仕事をしている。
- ・466人(73.1%)が持ち帰りの記録をしていない。315人(49.6%)が土日の記録をしていない。

正確に記録していない理由	人数(割合)
※「記録していない」「記録しているときとしていない時がある」と答えた計 380 件の回答。こちらも、複数回答可のため、合計で 380 よりも大きい数になっている。	
土日はタイムカードを押さなくていいと思っていた	160(42.1%)
超過勤務が多くなると管理職との面談があり、面倒だから	55(14.5%)
自分の仕事が遅いために超過勤務になっているから	50(13.2%)
タイムカードを押すのを忘れてしまう	40(10.5%)
部活動の指導等で学校外施設に出勤したため、タイムカードを押せなかった	34(8.9%)
そもそも平日も記録していないから	29(7.6%)
土日に出勤していることを知られたくないから	26(6.8%)
管理職等に「土日は記録しないように」と言われている(直接的に言われていないが、そういう雰囲気の場合も含む)	17(4.5%)
部活動の時のみ記録。自主的に来て作業したときは記録しないように言われているから。	1

## 【分析と考察】

- ・多くの学校で、「土日」「持ち帰り勤務時間」の正確な把握がされていない。管理職による義務が果たされていない。
- ・「タイムカードを押すのを忘れてしまう」「土日はタイムカードを押さなくていいと思っていた」という教職員が約半数近くいる。「給特法」により、教職員には時間外勤務手当、いわゆる「残業代」が出ないことから、勤務記録を正確につける意識が働きづらい点があると考えられる。
- ・懲戒の対象となる、管理職が「土日は記録しないように」と指示して過少に報告させたり、管理職自身が教職員の報告を改ざんし、過少に報告したりということが行われている可能性がある。
- ・超過勤務が多くなると(月 80 時間超:安全衛生管理規定)管理職との面談があり、面倒だからという理由で過少報告をしている実態がある。「管理職が一括で管理している」例があるが、見かけの勤務時間を減らすための過少申告を行いやすい記録の仕方であり、問題がある。
- ・そもそも時間内に収まらない業務量を抱えさせられ、「終わらないのは自分が悪い」と自己責任のように思わされてしまっている。

## 3. 小括

今回の勤務実態調査によって、以下のことが改めて明らかになった。

- ① 教職員の 90%以上が「上限」を超え学校現場は法令違反の勤務環境が常態化していること。
- ② 教職員の 2 人に 1 人が「過労死」の危険性があること。

③勤務時間管理は、教育委員会・校長の責任とされているが、多くの学校で正確な時間把握が行われていないこと。

④国や県として「働き方改革の推進」が示されているが、改善されていないばかりか時間外在校等時間は増えている。

以上のような問題が常態化している学校現場で、教職員は「子どものため」と使命感をもち、自らのプライベートの時間を削り、自らの心身を削りながら働いている。その結果、【参考資料】(1)にあるように県内の病気休職者の数は毎年 250 人を超えており、現職で亡くなる方もいる。また、定年前退職者は 2018(108人)、2019(103人)、2020(108人)、2021(141人)であり、採用から5年以内に退職する教職員は 2018(25人)、2019(20人)、2020(26人)、2021(34人)と増加傾向にある。

また、採用試験の倍率は、2013年 9.1 倍(合格者 189/受験者 1721人)以降、年々低下してきており、2020年には 3.3 倍(合格者 328人/受験者 1088人)となった。2021年度には 3.7 倍とやや持ち直したが、2022年度には 2.9 倍と過去 10 年で最低倍率となった。過酷な労働環境を放置し、改善することができないことで、教職員を志望する者が大幅に少なくなり、講師の数も同時に減ることとなる。結果的に、学校で欠員が出た場合の補充も入らず、一人ひとりの負担が増え、ますます過酷な労働環境になるという、負のスパイラルに陥っている。

以上の問題を解決し、教職員のいのちと健康を守るため、法令に基づく勤務時間管理の徹底とともに、一人当たりの持ち授業時間数の上限設定とそのための定数改善、その他の業務削減が必要不可欠である。また、市町村における労働安全衛生委員会を実効性あるものにしていかなければならない。そうでなければ、教職員が生き生きと働き、

現状では、【参考資料】(2)にあるように、文科省・中教審及び県教委の通知・提言とともに「岩手県教職員働き方改革プラン」(21年2月)が出された後も、市町村「働き方改革プラン」の策定がほとんど進んでいない。自治体においては、こうした現状の改善が必要不可欠であるし、「学校における働き方改革」は地域・保護者の理解が欠かせないものであることから、自治体における時間外在校等時間の状況の公表が必要である。

岩教組勤務実態調査集計結果（資料編）

1. 時間外在校等時間について

(1) 校種別 ※時間はすべて月換算のもの

回答数	校種	① 平日時間外	② 休憩時間の業務	A 平日時間外在校等時間(①+②)	③ 平日持ち帰り	④ 土日時間外合計	⑤ 持ち帰り+土日	B 土日含む時間外在校等時間+平日&土日持ち帰り(A+⑤)
538	小学校	65:48	10:45	76:26	8:28	14:02	22:33	98:57
284	中学校	67:55	10:44	78:39	6:24	20:01	26:26	105:06
824	平均	<b>66:36</b>	<b>10:45</b>	<b>77:17</b>	<b>7:44</b>	<b>16:08</b>	<b>23:54</b>	<b>101:10</b>

※義務教育学校(1)・小中一貫校(1)は除く

(2) 職種別 ※数値はすべて月換算のもの

回答数	職種	① 平日時間外	② 休憩時間の業務	A 平日時間外在校等時間(①+②)	③ 平日持ち帰り	④ 土日時間外合計	⑤ 持ち帰り+土日	B 土日含む時間外在校等時間+平日&土日持ち帰り(A+⑤)
8	栄養教諭	46:05	5:20	51:25	8:45	13:15	22:00	73:25
1	教務主任	76:00	8:40	84:40	12:00	0:00	12:00	96:40
486	教諭	71:02	11:39	82:32	14:21	19:08	33:34	116:02
8	校長	51:23	7:15	58:38	0:30	5:00	5:30	64:08
41	講師	64:20	9:34	73:55	6:17	15:17	21:35	95:30
1	再任用教職員 常勤教職員	93:40	11:40	105:20	0:00	40:00	40:00	145:20
8	指導教諭	81:25	12:32	93:58	1:30	25:45	27:15	121:13
43	事務職員	48:02	8:57	57:00	0:00	5:43	5:43	62:43
10	主幹教諭	78:44	9:30	88:14	6:24	15:43	22:07	110:22
8	短時間勤務教職員	18:48	9:57	28:46	3:30	10:30	14:00	42:46
156	不明	62:33	9:41	72:14	10:04	13:04	23:09	95:23
8	副校長	92:29	9:05	101:34	0:00	5:30	5:30	107:04



岩教組勤務実態調査集計結果（資料編）

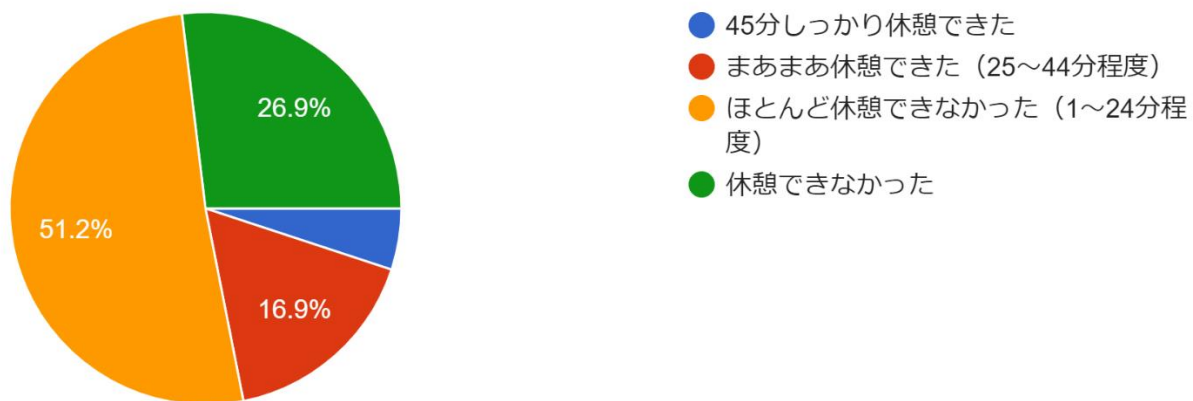
45	養護教諭	56:40	9:46	66:27	0:21	8:50	9:12	75:39
1	養護助教諭	79:04	1:20	80:24	12:00	8:00	20:00	100:24
824	総計	66:36	10:45	77:17	10:57	16:08	27:07	104:23

※休憩時間の業務は、以下のように算出した。

- ①45分しっかり休憩できた→休憩時間の業務 0分
- ②まあまあ休憩できた→休憩時間の業務 15分
- ③ほとんど休憩できなかった→休憩時間の業務 30分
- ④休憩できなかった→休憩時間の業務 45分

月曜日の休憩時間の確保状況を以下の中からお選びください

635件の回答



→どの曜日にもほぼ同様であった

岩教組勤務実態調査集計結果（資料編）

(3) 市町村別勤務実態の状況 ※数値はすべて月換算のもの

支部	回答数	所在地	①平日時間外	②休憩時間の業務	A時間外在校等時間 (①+②)	③平日持ち帰り	④土日時間外 合計	⑤ 持ち帰り+土日	B 土日含む時間外在校 等時間+平日&土日持ち 帰り(A+⑤)
いわ盛	25	八幡平市	63:48	10:14	74:03	29:12	16:14	45:26	119:29
いわ盛	8	矢巾町	65:00	11:30	76:30	4:45	10:15	15:00	91:30
いわ盛	8	紫波町	85:21	11:37	96:59	5:15	16:45	22:00	118:59
いわ盛	7	雫石町	68:56	10:48	79:44	6:34	21:25	28:00	107:44
いわ盛	34	滝沢市	83:37	11:47	95:25	7:24	25:55	33:20	128:45
いわ盛	110	盛岡市	76:31	11:31	87:21	12:36	20:52	33:46	120:49
いわ盛	8	岩手町	55:32	9:02	64:34	0:00	9:00	9:00	73:34
県南	112	一関市	62:06	9:39	71:46	6:15	16:36	22:51	94:37
県南	121	奥州市	64:22	10:23	74:45	11:46	11:53	23:39	98:25
県南	2	平泉町	58:34	12:50	71:24	17:36	24:00	41:36	113:00
県南	19	金ヶ崎町	59:54	9:32	69:27	3:22	10:56	14:18	83:46
花北遠野	55	北上市	68:45	12:11	80:56	10:12	20:17	30:29	111:25
花北遠野	4	西和賀町	60:15	10:15	70:30	25:30	24:30	50:00	120:30
花北遠野	34	花巻市	66:26	11:23	77:50	7:09	13:38	20:48	98:38
花北遠野	21	遠野市	70:36	11:55	82:32	29:31	23:37	53:08	135:40
南リアス	50	釜石市	69:07	10:26	79:34	6:19	18:20	24:39	104:13
南リアス	7	住田町	58:34	9:51	68:25	6:17	12:34	18:51	87:17
南リアス	72	大船渡市	58:36	11:13	69:49	10:35	13:02	23:37	93:27
南リアス	11	大槌町	53:47	8:41	62:29	8:10	10:43	18:54	81:24
南リアス	18	陸前高田市	56:47	10:02	66:49	4:33	12:43	17:16	84:06
県北	8	葛巻町	51:45	9:45	61:30	8:00	17:45	25:45	87:15
県北	2	一戸町	116:00	11:40	127:40	22:00	42:00	64:00	191:40

岩教組勤務実態調査集計結果（資料編）

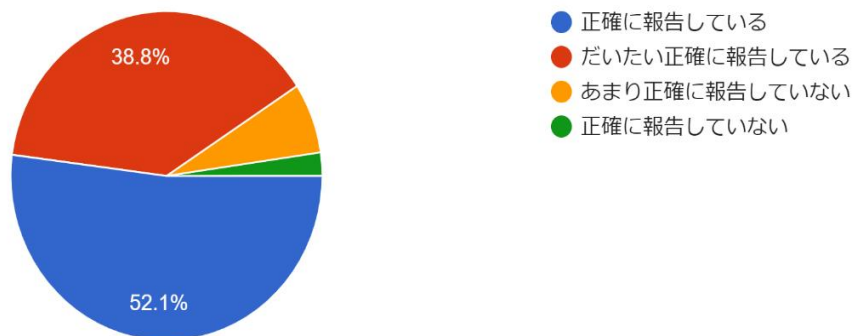
県北	10	二戸市	88:32	12:20	100:52	5:24	10:36	16:00	116:52
県北	30	久慈市	56:31	9:44	66:15	4:40	13:28	18:08	84:23
県北	8	九戸村	67:46	11:05	78:51	12:30	17:00	29:30	108:21
県北	5	野田村	64:32	7:52	72:24	9:36	14:48	24:24	96:48
県北	11	洋野町	63:18	11:25	74:43	6:19	12:00	18:19	93:03
下閉伊	3	普代村	50:45	8:20	59:05	0:00	16:40	16:40	75:45
下閉伊	14	岩泉町	67:06	10:20	77:26	3:25	3:51	7:17	84:44
下閉伊	2	山田町	73:08	13:20	86:28	0:00	0:00	0:00	86:28
下閉伊	5	宮古市	84:44	12:48	97:32	0:00	16:00	16:00	113:32
合計	824	平均	66:36	10:45	77:17	10:57	16:08	27:07	104:23

2. 正確な勤務記録の把握について

(1) 勤務記録を正確にしているか

あなたは勤務時間を正確に記録していますか？

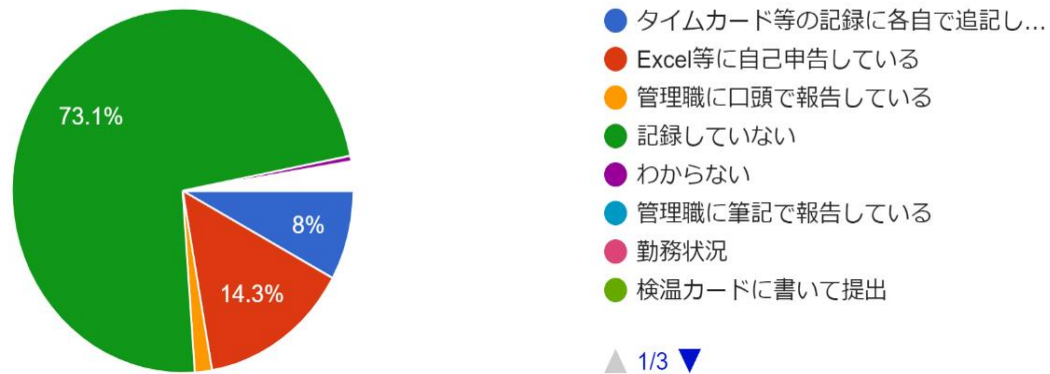
609 件の回答



(2) 土日・持ち帰りの勤務記録について

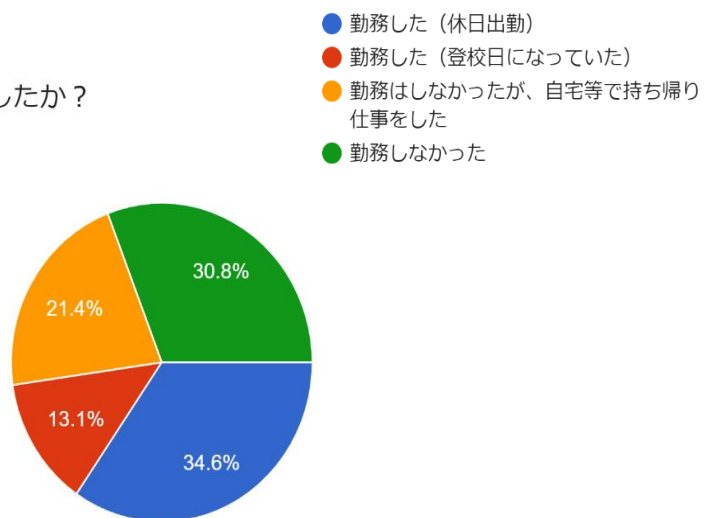
あなたの職場では持ち帰って仕事をした際の時間...帰り業務時間)をどのように記録していますか？

616 件の回答



土日に勤務しましたか？

616 件の回答



タイムカード等で休日（土日）の勤務時間を記録していますか？

616 件の回答

